

入居者についてのお困りごとは以下の窓口にて  
ご相談ください。

## 主な相談窓口

高齢者や障がい者、そのご家族等の困りごとや  
介護に関すること等を相談できます。

「入居している方で心配な人がいる」といった  
大家さんからの相談も受け付けています。

### 【地域包括支援センター】

#### ■あいとぴあ地域包括支援センター

(対象地域：中和泉・元和泉・西和泉・東和泉)

☎03-5438-3565

#### ■地域包括支援センターこまえ正吉苑

(対象地域：和泉本町・東野川・西野川)

☎03-5438-2522

#### ■地域包括支援センターこまえ苑

(対象地域：猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北)

☎03-3489-2422

#### ■市役所福祉相談課

(全般) ☎03-3430-1111 (代)  
(内線 2279・2280)

#### ■障害者地域自立生活支援センター

(身体・知的)  
サポート ☎03-5438-3533

### 【子ども家庭支援センター】

子育てについて不安なこと、知りたいこと等を  
相談できます。

「入居している方で心配な人がいる」といった  
大家さんからの相談も受け付けています。

☎03-5438-6606

### 【市役所】

#### ■住宅・空家等に関すること

まちづくり推進課

#### ■障がい者や高齢者の相談・生活困窮等に関すること

福祉相談課

#### ■障がい者や高齢者向けのサービスに関すること

高齢障がい課

#### ■子育て家庭に関すること

子ども発達支援課

#### ■ひとり親家庭の相談に関すること

子ども政策課

不動産事業者

令和2年8月

賃貸住宅の家主（所有者）の皆様へ

住宅探しに  
困っている方を  
サポートしています！

# 狛江市 居住支援協議会 のご案内



### 【お問い合わせ先】

狛江市居住支援協議会事務局

〒201-8585

狛江市和泉本町一丁目1番5号

#### ■住宅・空家等に関すること

まちづくり推進課

☎ 03-3430-1359 (直)

#### ■入居相談に関すること

福祉政策課

☎ 03-3430-1240 (直)

## 【狛江市居住支援協議会について】

住宅確保要配慮者\*の賃貸住宅への入居支援を進めるため、狛江市では令和元年5月に狛江市居住支援協議会を設立しました。

狛江市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に住居供給の促進ができるよう、住宅確保要配慮者や不動産、賃貸住宅の所有者に対する情報提供等の支援、その他円滑な入居の促進に関する必要な措置について協議することにより、狛江市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的としています。

※低所得者、高齢者、障がい者、子育て家庭、被災者等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

## 【狛江市居住支援協議会の構成】

狛江市居住支援協議会では、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者に安心して貸してもらえるような仕組みづくり、住まいに困っている方が相談できる体制整備などを進め、入居や入居後の安定した暮らしを支援します。



空室はあるけど・・・

残存家財を処理しなくては  
いけないのかな部屋を汚されて  
しまうのでは事故物件に  
なるのは不安

狛江市居住支援協議会が  
家主さんをサポートします！！

居住支援協議会では、住宅確保要配慮者向けのサービスもあります。

### 【住まい探しの相談窓口】

- 毎月第1火曜日開催（要予約）
- 高齢者、障がい者、子育て家庭等で、住まいにお困りの方から相談を受け、要望に合った民間賃貸物件とのマッチングをします。

【お問い合わせ先】福祉政策課  
☎ 03-3430-1240（直）

# 居住支援に活用できる支援やサービス

## ～見守りに関すること～

### ★電話訪問サービス

研修を積んだ「狛江電話訪問はとの会」のボランティアが、高齢者や孤立しがちな方へ定期的に電話をかけ、見守り活動と孤立防止の活動を行っています。

【お問い合わせ先】狛江市社会福祉協議会  
☎03-3488-0294（代）



### ★電磁調理器の給付（自己負担あり）

もの忘れ等がある高齢者が、火を使わず安心して調理ができる電磁調理器を給付します。

対象：65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、同居家族が不在にしがちな世帯の方

利用料：生活保護受給世帯の方—負担なし 市民税非課税世帯の方—購入価格の1割 市民税課税世帯の方—2割\*基準額（2万円）を超えた額は自己負担

【お問い合わせ先】高齢障がい課  
☎03-3430-1251（直）

## ～生活支援に関するもの～

### ★家事援助サービス（自己負担あり）

掃除、洗濯、調理、買い物、話し相手、植木の水やり等の家事援助サービスを提供します。

利用料：詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

狛江市シルバー人材センター

☎03-3488-6735



### ★笑顔サービス（自己負担あり）

高齢者、障がい者、子育て世帯などの日常生活を地域住民が支える有償の家事援助サービスです（掃除、買い物、洗濯、子育てに関する援助、医療機関等の通院、外出介助、話し相手等のサービスがあります）。

利用料：詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】狛江市社会福祉協議会  
☎03-3488-0787（直）

### ★地域見守り活動支援対象者名簿登録

～支援が必要な方の登録制度～

高齢者のみの世帯や障がい者等、日頃から見守りが必要な方の情報をあらかじめ登録する制度です。名簿は市で管理し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等と情報を共有して、災害時の安否確認、日頃の見守り活動に役立てます。

【お問い合わせ先】福祉政策課  
☎03-3430-1240（直）

### ★配食サービス（自己負担あり）

介護認定を受けている高齢者のみの世帯、またはひとり暮らしの高齢者に、見守りを兼ねて夕食を配達します。

対象：65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯で、食事の確保が困難で介護認定「要支援1・2」または「要介護1～5」の方

利用料：1食 500円 ※介護保険料所得段階が第1段階及び第2段階に該当する方は1食 400円

【お問い合わせ先】高齢障がい課  
☎03-3430-1251（直）

## ～その他支援やサービス～

### ★あんしん居住制度（自己負担あり）

入居者の安否や亡くなった後の対応に関する家族や家主さんの不安を解消するサービスです。

#### ①見守りサービス

生活リズムセンサー、緊急通報装置、携帯用ペンダントにより、安心して生活できるよう、安否の確認や緊急時の対応サービス（室内のみ）を行います。

#### ②葬儀の実施

亡くなった場合に、死亡診断書の提出、火葬（埋葬）許可証の受領および火葬を行います。

#### ③残存家財の片付け

亡くなった後に、住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

対象・利用料：詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター  
☎03-5989-1784

### ★あんしん見守りサービス（自己負担あり）

ひとり暮らしの高齢者世帯に生活リズムセンサーや緊急通報ボタンを設置し、一定時間センサーに反応がないとき、または緊急通報ボタンを押したときに民間の警備会社が現場に急行し、救急要請等の対応を行います。

対象：75歳以上のひとり暮らしで、心臓等の慢性疾患など、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方

利用料：月額 300円（消費税別）

※市民税非課税の方は負担なし

【お問い合わせ先】高齢障がい課

☎03-3430-1251（直）

### ★緊急通報装置「あんしんS」

体の不調など緊急時に、緊急通報ボタンを押すことで、登録された親族や知人に通報することができる「緊急通報ボタン」を設置します。

対象：おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、同居家族が不在にしがちな世帯の方

【お問い合わせ先】高齢障がい課

☎03-3430-1251（直）

### ★家賃債務保証制度（自己負担あり）

住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより入居を支援します。

対象住宅：財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

保証料：詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】（一財）高齢者住宅財団

☎0120-602-708



※制度、サービスにより、対象者や要件等が異なりますので詳細はお問い合わせください。  
令和2年8月時点の情報を掲載しています。